（前のページより続き）

○地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令（同二）　一七五
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・国土交通一）　一七七
○関税法施行規則等の一部を改正する省令（財務一六）　一七七
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（文部科学一八）　一八一
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一九）　一九六
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働六八）　一九八
○健康増進法施行規則の一部を改正する省令（同六九）　二〇四
○自転車競技法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三一）　二〇五
○小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　二〇六
○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通三五）　二〇六
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（同三六）　二〇六
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（環境一一）　二〇八

〔法規的告示〕

○地方税法施行規則附則第六条第二十三項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（内閣府二七）　二〇八
○地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（総務一四四）　二〇九
○平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件（同一四五）　二〇九
○地方税法施行規則第九条の三第二号及び第十五条の十第二号に規定する総務大臣が定める割合を定める件を廃止する件（同一四六）　二一一
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件を廃止する告示（文部科学七二）　二一一
○地方税法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示を廃止する告示（同七三）　二一二
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示（厚生労働一七二）　二一三
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（同一七三）　二一三
○労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（同一七四）　二一三
○地方税法施行令附則第七条第二十五項に規定する厚生労働大臣が総務大臣と協議して指定する区域を定める件（同一七五）　二一三
○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する件（経済産業・国土交通三）　二一四
○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（国土交通四五九）　二一四
○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（同四六〇）　二一四
○平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する件（同四六一）　二一五
○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する件（同四六二）　二一五
○平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する件（同四六三）　二一五
○平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（同四六四）　二一六
○地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する基準に適合する旨を証する書類を定める件（同四六五）　二一六
○令和五年国土交通省告示第二百九十一号等の一部を改正する告示（同四六六）　二一九
○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件（同四六七）　二三一
○令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件（同四六八）　二三四
○地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する告示（同四六九）　二三七
○平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件（同四七〇）　二三九
○平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を改正する件（同四七一）　二三九

〔その他告示〕

○平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を改正する件（総務一四七）　二三九
○平成二十四年総務省告示第百九十九号（地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件）の一部を改正する件（同一四八）　二三〇
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（同一四九）　二三一
○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（財務八七）　二三二
○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（農林水産四七三）　二三三
○令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件（国土交通四七二）　二三三
○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件（同四七三）　二三三
○平成二十八年国土交通省告示第千百九号を廃止する告示（同四七四）　二三四